

社会権規約委員会 各国代表と会合

2017/10/03

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は各国代表と会合した。委員長や委員は、事前質問票の作成を3カ国(ニュージーランド、スペイン、ブルガリア)に対して試験的に行う予定であること、個人通報に関する選択議定書の批准の割合が複数の地域で際立って低いことなどに言及した。また、これまでに22件の個人通報が登録され、そのうち2件は申請者から取り下げられ、12件は受理不可能、3件は受理可能と判断され、1件は今会期で審理予定であり、5件が未審理であることを説明した。さらに、科学の権利に関する一般的意見作成の進捗状況を報告した。各国代表は、委員会の活動が国連公用語6カ国語すべてに翻訳されていないことが、委員会と各国との対話を阻害し、委員会の活動にも悪影響を与えていると懸念を示した。また、一般的意見の作成にあたっては、委員会は各国政府の情報よりも市民社会の情報を重視しているように見受けられるという発言もあった。

呪術による人権侵害に関するワークショップ

2017/10/05

国連人権高等弁務官事務所

呪術による人権侵害に関するワークショップがジュネーブで開催された。ワークショップにはアルビニズムの人々の人権に関する独立専門家、子どもに対する暴力・女性に対する暴力・超法規的処刑に関する 3 名の特別報告者、各国政府代表らが出席し、呪術が弱者の人権にもたらす影響と対処について述べ、被害者は自らの経験を話した。出席者は「すべての措置は包括的で、人権の取組みを反映したものでなければならず、また、政府・コミュニティ・市民社会の密接な協力の下で行われなければならない。また、子どもの保護・教育・健康・正義・社会保障・景気・生計の改善、ジェンダー平等・エンパワメントを伴う立法措置、同時に心霊治療師、信仰指導者、被害を受けるおそれのある集団の強力な関与が不可欠である。政府があらゆる暴力を中止し、『2030 アジェンダ』の下で誰も置き去りしないと約束し、その一環でこの問題について先駆的行動をとるよう求めたい」と述べた。

社会権規約委員会第 62 会期閉幕

2017/10/06

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 62 会期が閉幕した。今会期では、コロンビア、韓国、モルドバ、ロシアの報告書が審査された。メキシコの報告書審査は、過日の地震の影響に配慮し、延期されることになった。また、個人通報 1 件が審理され、受理不可能と判断された。さらに、科学の権利に関する一般的意見、土地と経済的・社会的・文化的権利に関する一般的意見の作成に向けて討議が行われた。加えて、障害者の権利に関する特別報告者、ビジネスと人権に関する作業部会、子どもの権利委員会との会合も行われた。ビジネスと人権に関する作業部会との会合では、ビジネスに関わる政府の義務に関する委員会の一般的意見 24 号の利用と普及について討議が行われた。第 63 会期は 2018 年 3 月 12～23 日に開催され、バングラデシュ、中央アフリカ、ニュージーランド、ニジェール、スペインの報告書が審査される予定である。

女性に対する暴力に関する専門家が調査報告書を公表

2017/10/06

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が、2年にわたる調査の報告書を公表した。調査にあたり行われた国連機関の専門家・市民社会団体などとの協議では、様々な意見が出た。例えば、女性に対する暴力に関する文書については、現行の条約・文書を活用すべきという意見、法的拘束力のある制度を作るための条約を新たに作成すべきという意見、女性差別撤廃条約の選択議定書を新たに作成すべきという意見に分かれた。また、女性に対する暴力に一層強力・効果的に対処し、取組みを加速するための世界的行動の必要性については、合意の高まりがみられた。特別報告者は、現行の国際的枠組は複雑かつ断片的であるとした。そして、現行の法的枠組の実施・組入れの欠如の問題は、女性に対する暴力に関する世界的実施計画を作成することによって、一層効果的な解決が可能になり、そうした世界的実施計画はSDGsの目標5.2の実施の面においても適切であろうと述べた。

世界死刑廃止デーに向けて専門家が共同声明

2017/10/06

国連人権高等弁務官事務所

10月10日の世界死刑廃止デーに向けて、超法規的処刑・移住者の人権・極度の貧困・人種主義に関する4名の特別報告者、女性差別・アフリカ系の人々に関する2つの作業部会が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。貧困者が死刑判決を受ける割合は富裕者に比べて極めて高い。これには多くの原因がある。貧困者は警察の標的にされやすく、弁護士を雇う余裕はなく、無料の法律扶助の質は低く、専門的な証拠を得ることができず、保釈金を払うこともできない。法執行官の腐敗も原因の一つである。貧困は、社会の弱者集団が直面している障壁である。多くの国の弱者集団には、アフリカ系・ジェンダー・民族・人種・移住を根拠に差別を受けている人々などが含まれる。死刑に関する国連のセーフガードは、相当な法律扶助の権利などを明確に規定している。死刑の貧困者への偏りは、こうした国際基準に違反していることを示している。

移住者の子どもの保護に関する共同報告書

2017/10/10

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取、人身取引に関する 2 名の特別報告者が、国連総会に共同報告書を提出した。内容は以下のとおり。紛争や災害を逃れた子どもは搾取される危険性が高い。各国政府は彼らの国際的保護の必要性を認識し、特に同伴者のいない子どもを直ちに特定・登録し、保護担当機関に委託しなければならない。各国政府に対して、彼らの保護のために積極的な保護措置を採用すること、移住者に携わる専門家の強化と、彼らに売買・人身取引・搾取の兆候と国際的な保護に関する研修を行うことを要請する。さらに、子どもが性的虐待・搾取を容易に通報できるようにし、家族のいない子どもを直ちに熟練の後見人の下に置くようにすべきである。また、子どもの性的・労働搾取の防止措置として、安全で利用可能な正規の移住手段を設け、ノン・ルフールマン原則を尊重し、移住者や難民の子どもが移住先で教育・生活技術訓練を受けられるようにしなければならない。

世界死刑廃止デー

2017/10/10

国連人権高等弁務官事務所

世界死刑廃止デーに際し、人権高等弁務官の報道官が声明を発表した。内容は以下のとおり。すべての政府に対して、自由権規約第2選択議定書を批准するようあらめて求めたい。この選択議定書は、死刑廃止を直接の目標とする唯一の国際条約である。先月マダガスカルが85番目の批准国となり、また、ガンビアが署名を進めている。2016年以降、トーゴ、ドミニカ共和国、サントメ・プリンシペが締約国となっており、これは世界的な死刑廃止が前進していることを示すものである。こうした取組みが刺激となり、他の国々が死刑廃止努力を進めるよう期待したい。また、すべての国が第2選択議定書を批准し、死刑廃止の普遍的廃止の確約を実際に示すよう求めたい。われわれは、死刑廃止に向けたあらゆる努力に対して支援を続ける所存であり、いかなる条件下における死刑にも反対する。

自由権規約委員会開催の予定

2017/10/12

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 121 会期が 10 月 16 日～11 月 10 日に開催される。この会期では、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、オーストリア、ヨルダン、モーリシャス、カメルーン、ルーマニアの自由権規約の実施状況の審査が行われる。この他、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見草案、定期報告書に対する最終見解・個人通報に関する所見のフォローアップが検討され、手続規則草案や活動方法についても討議が行われる予定である。自由権規約(1976 年発効、現締約国 169 カ国)は、生命の権利、身体的自由・安全、移動の自由、思想・良心・宗教の自由、表現の自由などを規定する。第 1 選択議定書(現締約国 116 カ国)は、規約で保障されている権利侵害を主張する個人からの通報について、第 2 選択議定書(現締約国 84 カ国)は死刑廃止について規定する。日本はどちらの選択議定書も批准していない。委員会は 18 名の独立の専門家からなり、委員長は日本の岩沢雄司さんである。

警察の恣意的暴力に関する報告書

2017/10/13

国連人権高等弁務官事務所

拷問に関する特別報告者が国連総会に報告書を提出した。内容は以下のとおり。法執行官による不要・過剰・恣意的な力の行使は虐待の絶対禁止に反する。逃れることも抵抗することもできない非力な個人に苦痛・苦悩をもたらすそうした力の行使は、必然的に違法であり、拷問となりうる。拷問禁止は、法執行官によるあらゆる力の行使に適用され、これは刑務所の内外を問わない。そうした力の行使を避け、非暴力が最優先であることを、政府は法執行官に教え、認識させ、指示しなければならない。力の行使が避けられない場合でも法執行官は自制しつつ、犯罪の重大性と達成すべき目的に見合うよう行動しなければならない。法執行官による不要・過剰・恣意的な武器の使用は残虐・非人道的・品位を傷つけるものとみなされ、絶対的に禁止されなければならない。警察の恣意的暴力は拷問・虐待となる。そうした暴力に対する寛容・黙認・不処罰は国際法の重大な違反になる。

自由権規約委員会第 121 会期開幕

2017/10/16

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 121 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、第 1 次報告書の 36%が期限内に提出されていないことを取り上げ、委員会に対して、提出期限の不遵守を減らすために締約国との協議や活動を続けるとともに、条約義務遵守の支援に関する条約機関能力構築プログラムなどを活用して、新たな創造的な方法を検討するよう求めた。また、「持続可能な開発目標」の国内レベルでの達成について、条約機関の勧告の総合的・統一的方法での効果的实施とフォローアップが鍵となるであろうと述べた。さらに、各条約機関の会合期間と人材の再配分について、国連総会第 5 委員会で 12 月に決定される見込みであると述べた。個人通報に関する作業部会議長も発言し、21 件の個人通報を検討し、3 件を受理不可能、18 件を受理可能と判断したと報告し、十分な事務担当者がいなければ、審理未了件数を減らすことは不可能であると述べた。

貧困撲滅のための国際デーに向けて人権専門家が声明

2017/10/16

国連人権高等弁務官事務所

10月17日の貧困撲滅のための国際デーに向けて、極度の貧困に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。社会経済的に下層階級の人々は殺害、拷問、プライバシーの侵害を受けやすく、投票権行使などの政治プロセスに参加することは極めて少ない。開発・人権団体、政府、世界銀行やOECDなどの国際機関は貧困者の自由権を無視・軽視しており、国連の特別報告者などでさえ、自由権侵害と貧困との相互関係を取り上げていない。NGOも同様である。社会経済的階級に基づく差別についてほとんど分析が行われていない。開発・人権団体や各国政府が貧困者の自由権侵害の頻度・程度にしかるべき注意を払うための新たなアプローチが必要である。まずはデータ収集が重要な出発点である。貧困者の自由権がいかに侵害されているかはほとんど知られていない。根本原因の理解がなければ賢明な対応は不可能である。

人権理事会理事国 15 カ国選出

2017/10/16

国連人権高等弁務官事務所

国連総会は任期切れとなる人権理事会理事国 15 カ国の後任について選挙を行った。選出されたのは、アフガニスタン、アンゴラ、オーストラリア、チリ、コンゴ民主共和国、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、カタール(再選)、セネガル、スロバキア、スペイン、ウクライナであり、来年 1 月 1 日から 3 年間理事国を務める。理事会は 47 理事国(アフリカ 13 カ国、アジア太平洋 13 カ国、東欧 6 カ国、中南米 8 カ国、西欧その他 7 カ国)から成る。継続して理事国を務めるのは、ベルギー、ブラジル、ブルンジ、中国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、日本、ケニア、キルギス、モンゴル、パナマ、フィリピン、韓国、ルワンダ、サウジアラビア、スロベニア、南アフリカ、スイス、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、英国、米国、ベネズエラである。

企業による人権侵害の被害者に関する発言

2017/10/17

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が国連総会に報告書を提出し発言した。内容は以下のとおり。人権侵害の被害者は効果的救済を受けなければならないが、現実ほど遠い。効果的救済は、ジェンダーと被害を受けた個人・コミュニティの視点から検討される必要がある。被害者はさらなる被害を恐れずに救済を求めることができなければならない。効果的救済を受ける権利は、国際人権法とビジネスと人権に関する国連指導原則に定められている。政府にはビジネスに関わる人権侵害の調査・処罰・改善のための効果的救済制度を設ける義務があるが、企業が人権に悪影響をもたらし関与した場合は、企業にも救済を行い、救済に協力する責任がある。ビジネスと人権フォーラム(11月27～29日)のテーマは「効果的救済へのアクセスの実現」である。このフォーラムはビジネスと人権に関する最大の会合であり、140カ国から2000人以上が参加すると見込まれている。

IMF の融資政策に人権専門家が言及

2017/10/17

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。国際金融機関の融資が、人権に関してだけでなく「持続可能な開発目標」の達成に関しても、国連の目的と対立することがある。IMF の現在の融資条件は各国の人権義務の履行の妨げとなっている。世界銀行や IMF は、貿易開発会議や ILO などの国連機関と協力して活動すべきである。また、世界銀行や IMF は、軍事費の支出停止、個人・企業の脱税防止法の制定、タックスヘイブンの禁止などを各国への融資条件とするよう提案したい。こうした条件は、各国が融資の返済に必要な資金を確保する助けとなり、融資者にとっても有利であり、金融制度の安定につながる。世界銀行や IMF の現在の政策・実行は、弱者・若者・高齢者など多くの人々の生活に多大な影響をもたらす。世界銀行・IMF と国連の協力を通してはじめて、さらに民主的・公平な国政秩序が生まれることになる。

一方的制裁に関して人権専門家が発言

2017/10/18

国連人権高等弁務官事務所

一方的強制措置が人権にもたらす悪影響に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。一方的制裁は、今日世界が直面している危機の打開策にはならない。国際社会は一方的制裁を科すべきではない。一方的制裁によって苦しむのは罪のない人々である。制裁に伴う経済の悪化は、一般の人々の権利侵害をもたらす。とりわけ開発途上国の市民は破壊的な影響を被る可能性がある。各国政府が一方的強制措置と法の支配に関する宣言を受諾することとともに、透明性確保のために制裁が登録されることを求める。登録によって、政府・市民社会・その他の関係者はどのような制裁が実施されているかを常時知ることができ、人権基準の遵守確保や企業の活動にも役立つであろう。制裁が対象国以外にもたらす悪影響も懸念する。対立している国以外への制裁は違法である。制裁による人権侵害については、制裁を科す政府に補償する義務が生じる。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2017/10/19

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 68 会期が 10 月 23 日～11 月 17 日に開催される。この会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関するブルキナファソ、シンガポール、パラグアイ、ナウル、イスラエル、クウェート、ケニア、オマーン、ノルウェー、北朝鮮、モナコ、グアテマラの報告書の審査が行われる。また、会期中に開かれる専門家パネルでは、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般勧告 35 号が発表される予定である。これは一般勧告 19 号の内容を更新するものである。女性差別撤廃条約(1981 年発効、現締約国 189 カ国)は、女性に対する差別を定義し、女性差別を中止させるための政府の行動を規定する。選択議定書(2000 年発効、現締約国 109 カ国)は、条約が保障する権利の侵害を主張する個人・集団の通報の受理・審理と、選択議定書締約国による女性の権利の重大・組織的侵害に関する調査について規定する。委員会は 23 名から成り、林陽子さんも現委員である。

強制失踪に関する専門家の発言

2017/10/20

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会委員長と強制・非自発的失踪作業部会議長が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。今なお非常に多くの強制失踪が行われている。多くの国でテロ対策に関わる短期間の失踪が大幅に増加している。こうした強制失踪では、個人が一定期間法の保護の対象外に置かれ、自白や証拠を強要するための尋問や虐待・拷問が行われている。いかに短期間であっても、強制失踪は許されない。国連総会に対して、この問題を最重要議題にするよう断固求めたい。また、強制失踪と移住は直接関連しているにもかかわらず、政府や国際社会は他国や犯罪集団に非難の矛先を向け、この問題を無視しようとする。移住者の強制失踪は世界的な認識と対応を要する重大問題である。さらに、強制失踪の被害者、家族、証言者、人権擁護活動家に対して脅迫・報復が行われていることも非常に懸念している。すべての国に対して、強制失踪条約の目的を理解し、批准するよう求めたい。

プライバシーに関する専門家の発言

2017/10/20

国連人権高等弁務官事務所

プライバシー権に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。政府はプライバシーが保護されていない状況で、個人情報公開してはならない。一般市民に関する膨大な情報が、彼らの認知や承諾なく収集されている。企業はこうした情報を売買することができ、他のデータとリンクさせ、個人の複雑・詳細な生活を把握することも可能である。サイバー空間の監視とプライバシーに関して、国際法は真空状態であり、多くの市民の権利保護のための対応が必要である。プライバシー権は犯罪対策や治安においては絶対ではないが、民主主義はその根幹である自由を保護するために、抑制と均衡を必要とする。私は、サイバー空間におけるプライバシー権の尊重と適切な監視のために、国際法の強化と国内法の枠組みに関する問題に取り組んでいる。プライバシー保護などに関する情報提供を求めたい。

女性差別撤廃委員会第 68 会期開幕

2017/10/23

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 68 会期が開幕した。今会期では、ブルキナファソ、シンガポール、パラグアイ、ナウル、イスラエル、クウェート、ケニア、オマーン、ノルウェー、北朝鮮、モナコ、グアテマラの報告書の審査が行われる。また、女性と少女の教育の権利に関する一般勧告の採択、気候変動における災害リスク削減のジェンダーの側面に関する一般勧告草案の第一読会も予定されている。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、7 月に採択されたジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般勧告 35 号は、個人通報のための参考基準、ジェンダーに基づく暴力撲滅のための強力な法的ツール・政策となると述べた。また、委員会が「2030 アジェンダ」を促進するための措置として、目標達成に関する締約国の報告を促すために報告ガイドラインを緊急に改正したこと、複数の目標指針の達成のための手段を具体化したことなどを称賛した。

飢餓への対応を求める人権専門家の発言

2017/10/23

国連人権高等弁務官事務所

食糧の権利に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。一般に考えられているのとは異なり、紛争地域において直接戦闘に起因した犠牲者は少なく、市民の犠牲のほとんどは飢えと病気が原因である。ナイジェリア北東部、ソマリア、南スーダン、シリア、イエメンでの紛争では、約 2 千万人が凶作と破滅的な飢餓に直面している。さらに 45 カ国で 2015 年の 40% 増の推定 7 千万人が緊急の食糧支援を必要としており、最も深刻なのはロヒンギヤの人々である。紛争に関わる政府などは、兵器として飢えを利用してはならないことを認識する必要がある。食糧の権利は無条件の人権であり、食糧・食糧支援へのアクセスの国際的妨害、食糧生産の破壊は、国際犯罪・人道に対する罪・戦争犯罪である。現行基準の実施、国際法原則の成文化、凶作防止の長期政策、人権侵害・不平等など凶作の根本原因への取組みが必要である。

教育の権利に関する人権専門家の発言

2017/10/23

国連人権高等弁務官事務所

教育の権利に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界では約7億5千万人の大人と若者が非識字であり、推定2億6,300万人の学齢期の子どもが教育を受けていない。こうした子どもは、経済的・地理的状況、文化的・言語的・民族的背景による差別を受け、移住者や難民になり、あるいは故郷を離れざるをえなくなっている。いかなる理由があろうと、子どもが学校から排除されてはならない。政府は、学校を通じてあらゆる者に能力に応じた教育を受ける平等な機会を提供するだけでなく、入学した彼らが学習達成に必要な支援を受けられるようにしなければならない。また、公立・私立学校のあらゆるレベルで差別を撤廃し、平等・包摂の原則を含む法律・政策を確保しなければならない。各国政府に対して、差別是正措置計画、革新的指導方法、データ収集などを実施するとともに、国際機関・開発銀行・資金提供者と協力するよう求める。

保健分野の腐敗を指摘する人権専門家の発言

2017/10/24

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。多くの国で保健は最も腐敗している分野の一つである。とりわけその影響を受けるのは、弱い立場にあり社会的に排除されている人々である。腐敗に陥りやすい保健分野の特徴として、権限・情報の偏り、保健サービスの不確実な選定・監視・評価・提供、複雑な保健制度が挙げられる。さらに、製薬産業・医学会・保健分野の不透明な関係、責任追及の欠如が制度的な腐敗を引き起こしている。各国政府に対して、非倫理的実行などについて保健提供者に自覚させるよう求める。また、保健利用者が腐敗行為を通報できるようにすべきであり、それには、人々が権利を認識し、腐敗行為を特定できるようにすること、通報時に保護することが必要である。すべての関係者に対して、医薬品に関わるあらゆる段階の腐敗行為に対処するよう求める。政府だけでなく、保健専門家や民間企業の責任追及も必要である。

宗教・信念の自由に関する人権専門家の発言

2017/10/24

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が、国連総会への報告書提出に先立ち発言した。内容は以下のとおり。神への冒瀆に関する法は宗教・信念の自由の享受、宗教に関する健全な対話への参加を抑圧するものであり、各国政府に対して、こうした法の撤廃を求める。世界の4分の3の人々が、宗教・信念の自由の制限や、宗教・信念の激しい対立がみられる国で暮らしている。宗教的不寛容につながる宗教・信念の自由の制限・否定は、政府の行動からではなく、社会内の圧力から生じる。宗教の過激な解釈も不寛容の原因になりうる。不寛容が高まり、法の支配が脆弱で、紛争などの恐怖が蔓延している状況では、暴力が激化しやすい。宗教・信念を名目とする過激主義集団の暴力の撲滅が必要である。政府は宗教を政治化し、治安と結びつけ、過激主義者の台頭を助長している。すべての人々に、国連の現行の手段・制度を活用し、不寛容撲滅に取り組むよう求めたい。

国連などの表現の自由の欠如を指摘する人権専門家の発言

2017/10/24

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。国連や多くの国際機関に表現の自由に関する政策が欠如しているために、国際機関の決定の過程や決定がもたらす影響、国際機関の規則遵守の実態を十分に知ることができない。情報にアクセスできなければ、国際機関の責任を迫及することができず、世界的関心事に関与することもできない。情報アクセスの政策がある場合でも、しばしば国際機関には大きな裁量が与えられており、情報の要求を明確な理由もなく拒否することができる。国連が情報提供者の保護政策の改善に早期に取り組んだことは評価する。しかし、情報提供者に報復を加えた職員に対して懲戒処分を行い、情報提供を促し、関係者を保護することがさらに必要である。誤った情報とプロパガンダが蔓延する今こそ、国連・国際機関・各国政府・市民社会に対して、表現の自由の大義を支持するよう求めたい。

障害のある少女・女性の強制不妊の中止を求める人権専門家の発言

2017/10/24

国連人権高等弁務官事務所

障害者の権利に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。障害のある少女・女性に対する強制的な不妊・中絶・避妊が世界中で蔓延していることをもはや無視することはできない。差別的な法律・政策によって、自身の身体について決定・コントロールする彼女らの基本的権利が損われている。不妊・子宮摘出・ホルモン治療などが、彼女らの意思に反し、裁判官・医療関係者・家族・法的後見人の要請・同意の下に行われている。彼女らの性の健全性やリプロダクティブ・ヘルスに対する犯罪について、社会は無関心または容認しており、普通のことと考えてさえいる。各国政府に対して、人権の枠組みを適用してこうした制度的暴力を中止するよう求める。そのためには、関連するすべての法律の即時廃止、障害のある少女・女性がアクセスできる性教育・保健サービスなどが必要である。

人権擁護活動家の状況に関する人権専門家の発言

2017/10/25

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。国や企業は、ビジネスに関連する問題に取り組む人権擁護活動家の権利の保護・尊重にさらに努めなければならない。企業の責任を追及する人権擁護活動家が処罰や威嚇を受けることがあってはならない。彼らの役割は、持続可能な開発や基本的権利の確保に不可欠である。ビジネスに関わる問題を非難する人権擁護活動家・コミュニティ・労働組合・情報提供者に対する危険が世界中で高まっているが、防止や対応が不十分である。国がとりうる具体的な防止措置としては、例えば、企業が人権保護に相当な注意を払うよう義務づけ、ビジネスに関連する決定にコミュニティや人権擁護活動家の参加も保障するような法律を導入することなどが挙げられる。国際金融機関もまた、自らのプロジェクトが人権に悪影響をもたらさないよう努めなければならない。

原理主義・過激主義による女性の権利侵害を非難する発言

2017/10/25

国連人権高等弁務官事務所

文化的権利に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。原理主義や過激主義による女性の文化的権利の侵害が増加している。これらのイデオロギーは、女性の地位向上を後退させ、さらなる前進を阻止し、女性人権活動家を罰し非難しようとする。また、宗教的原理主義者は自身の解釈と異なる文化的表現に罰則を科し、過激主義者は平等な文化的権利を求める少数民族、移住者、レズビアン・バイセクシュアル・トランスジェンダーの女性に対して嫌がらせや攻撃を行っている。女性の芸術的表現の禁止、女性・少女に関する文化的催しに対する攻撃、控えめとされる服装の強制、社会的・経済的・政治的・文化的事柄への女性の参加の制限などの差別的行為を直ちに中止するよう求める。原理主義者・過激主義者が教育を攻撃していることを特に懸念する。芸術・教育・科学・文化は、原理主義・過激主義と闘い、女性の権利を支持するための最善の手段である。

難民・移住者殺害の防止・対応を求める人権専門家の発言

2017/10/27

国連人権高等弁務官事務所

超法規的・略式処刑に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。世界中で難民・移住者の大規模な殺害が生じているが、加害者は処罰されず、こうした犠牲は総じて容認されている。こうした事態は人権・人道上の危機であり、国際調査委員会の設置や正確なデータ収集など、緊急の対応が必要である。犯罪ネットワークや武装集団が関わっているだけでなく、政府が移住者の保護を怠っているために、移住者の生命の危険は高まっている。過剰な力の行使や移住阻止の政策・行動により、難民・移住者の殺害を自ら行っている政府も存在する。各国政府に対して、難民・移住者の生命・安全の危険に関する調査を最優先し、データを収集・共有し、すべての難民・移住者の生命の権利を尊重・保護するよう求める。また、来年採択予定の移住・難民に関するグローバル・コンパクトには、難民・移住者の生命の剥奪の防止・対応を含めるべきである。

国連の紛争防止活動の改革を求める人権専門家の発言

2017/10/27

国連人権高等弁務官事務所

移行期の司法に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。国連の紛争防止プロセスが、すでに発生している危機に対応するだけでなく、より早期に対応を開始し、人権を十分に考慮に入れるために、抜本的な改革が必要である。現在の紛争防止活動は、後手後手になっており、効力・一貫性がなく、総合的・戦略的でなく、人権にリンクしていない。防止は危機対応ではなく、早期警戒以上のものでなければならない。早期警戒システムが始動するということは、防止活動の開始が遅すぎたことを示している。防止的手段として、司法の独立の強化、治安部隊や取締りに対する市民による監視制度の設置などを検討すべきである。また、防止活動の妨げとなっている障壁を取り除くための包括的な枠組が必要である。紛争防止・人権・持続可能な平和のつながりに関する具体的な概念をもたずに、抽象的に議論することを止めるべきである。

LGBT の人々の人権侵害の中止を求める人権専門家の発言

2017/10/27

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。LGBT の人々は、殺害、レイプ、四肢切断、拷問、恣意的抑留、誘拐、嫌がらせ、心身の攻撃などの悲惨な人権侵害を被っている。さらに、強制的な外科的処置、幼児期からのいじめ、憎悪、圧力を受けており、このことが自殺につながっている。今なお 70 以上の国が同性の性的関係を犯罪とし、中には死刑を適用する国もある。合意に基づく同性の性的関係を禁止する法律がなくとも、社会良識、公共の秩序、社会の平和に関する法を用いて処罰する国もある。同性の恋愛関係の禁止を法律から除去し、死刑の適用をなくすべきである。性的・ジェンダーの多様性を理解・尊重する社会を築かなければならない。公私の分野に適用される効果的な差別禁止措置を講じ、人権侵害の調査、被害者の救済、実行者の責任追及を行うことが必要である。

少数民族に関する人権専門家の発言

2017/10/30

国連人権高等弁務官事務所

少数民族に関する特別報告者が、国連総会で発言した。内容は以下のとおり。少数民族の人権への取組み・保護には明らかな欠落がある。少数民族の周縁化が紛争下で緊張を引き起こし、暴力が生じかねない状況を作ることもある。少数民族の女性と子どもには特に注意が払われなければならない。今こそ各国政府その他は、25年前に採択された、民族的・種族的・宗教的・言語的少数者の権利に関する国連宣言の実施に再度係るべきである。世界の多くの少数民族が一層危険な条件の下で生活している。推定1,200万人の無国籍の人々が存在するが、その大多数が少数民族である。すべての関係者と当局を動員して、少数民族の差別と無国籍の問題に対処し解決策を見出さなければならない。また、各国政府は紛争防止において少数民族の包容と無差別を確保する重要な義務を負っていることを訴えた。

自由権規約委員会 最終見解・見解のフォローアップを討議

2017/10/30

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会では、各国の定期報告書に対する委員会の最終見解のフォローアップに関する進捗状況報告書について討議が行われた。この報告書で扱われているのは、ウクライナ、マラウイ、フランス、マケドニア、ウズベキスタンの報告書に対する最終見解であった。また、個人通報に対する委員会の見解のフォローアップに関する進捗状況報告書についても討議が行われた。この報告書案で扱われているのは、アルジェリア、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カメルーン、カナダ、デンマーク、アイルランド、カザフスタン、キルギス、ロシア、スロバキア、スリランカの 12 カ国に関わる 24 件の個人通報であった。今日の会合で、定期報告書に対する最終見解のフォローアップに関する報告書案は採択されたが、個人通報に対する見解のフォローアップに関する報告書案の採択は保留された。

テロ対策による人種主義の悪化を指摘する人権専門家の発言

2017/10/31

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の人種主義に関する特別報告者が、国連総会で発言した。主な内容は以下のとおり。人種主義・反イスラム・差別はテロの脅威の中で深刻化しており、各国政府はこれらの撲滅に一層努力しなければならない。反テロに関する対策・立法が行われている中で、ヘイトスピーチや治安対策が人種主義、外国人排斥、民族・移住・宗教に基づく差別を煽っている。テロ攻撃が急増しているため、世界各地の国々で様々なテロ対策がとられているが、多くの国で、これらの対策が人権保護への懸念を引き起こしている。反イスラムのレトリックの蔓延や、極右過激政党の台頭がみられる。経済的不平等の問題に取り組むことが、人種主義・外国人排斥・差別を煽らずにテロに対処するカギである。テロ対策に関連して、人種主義・外国人排斥・差別の撲滅にも適応した法的・政策的・政治的措置を講じることに成功している例もある。